

岩国市電子入札実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、岩国市が電子入札システムを使用して工事及び業務委託を発注する場合の事務の取扱いについて、岩国市建設工事等に係る競争入札参加者心得（令和 4 年 4 月 1 日制定。以下「心得」という。）その他法令等に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 調達案件の登録から落札者決定までの入札手続をコンピュータ及びネットワークを利用して処理するシステムをいう。
- (2) 一般競争入札 条件付一般競争入札を含む一般競争入札をいう。
- (3) 電子入札 電子入札システムにより行う入札手続をいう。
- (4) 閉庁日 岩国市の休日を定める条例(平成 18 年条例第 2 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日をいう。
- (5) 電子くじ 落札者を決定するため、電子入札システムにより行うくじをいう。
- (6) ICカード 入札参加者の電子証明書を格納したカードで、一般財団法人日本建設情報総合センターが電子入札コアシステムにおいて使用可能と認めた民間認証局の発行するものをいう。

(対象案件)

第 3 条 電子入札の対象は、次に掲げる工事及び業務委託のうち、市が電子入札で行う旨を指定した案件（以下「対象案件」という。）とする。

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事
- (2) 測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 5 条に規定する公共測量の業務
- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 19 条第 3 号に規定する建設コンサルタントの行う業務
- (4) 地質調査業者登録規程(昭和 52 年建設省告示第 718 号)第 2 条第 1 項に規定する地質調査の業務
- (5) 公共事業の用に供する土地等の取得又は使用に伴う損失補償のために必要な物件、権利調査、事業関連調査、登記手続等に関する業務

(利用者登録)

第 4 条 電子入札システムを利用しようとする者は、取得した IC カード並びに業者番号及び商号又は名称を使用して、電子入札システムにより利用者登録を行うものとする。

- 2 市長は、競争入札参加資格の認定をし、岩国市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録したときは、前項の業者番号及び商号又は名称を岩国市ホームページに掲載するものとする。
- 3 利用者登録をした者は、登録した利用者情報に変更が生じたときは、電子入札システムにより直ちに利用者情報の変更を行うものとする。

（ＩＣカードの名義）

第５条 電子入札システムを利用することができるＩＣカードは、名簿に登録された代表者（受任者が登録されている場合にあっては、当該受任者。以下「代表者等」という。）名義のＩＣカードに限る。なお、代表者等の変更があったにもかかわらず、名簿の変更手続及びＩＣカードの名義変更を行わずにした入札は、無効とする。

２ 共同企業体が電子入札システムを利用するときは、企業体の代表者である構成員が単体企業用として電子入札システムに利用者登録しているＩＣカードを使用するものとする。

３ 代表者等の変更が生じたときは、直ちに書面により届け出るとともに、当該変更内容を反映したＩＣカードを取得し、前条第１項の手続を行うものとする。

（ＩＣカードの不正使用）

第６条 他人のＩＣカードを不正に使用することその他のＩＣカードの不正使用（以下「不正使用」という。）が判明したときは、不正使用をした者の当該入札への参加を認めないものとする。なお、入札書提出後に不正使用が判明したときは、当該入札書は無効とする。

２ 不正使用をした者は、岩国市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領（平成１８年３月２０日制定）及び岩国市物品の調達等に係る指名停止措置要領（平成２５年３月２７日制定）に基づき、不正又は不誠実な行為として、指名停止等の措置の対象となる場合がある。

（案件登録）

第７条 市長は、電子入札システムに、対象案件に関する事項を登録するものとする。

（一般競争入札参加資格確認申請書の提出）

第８条 一般競争入札の参加者で、入札後に入札参加資格の審査をする対象案件の落札候補者は、競争参加資格確認申請書提出画面において必要な資料を添付し、電子入札システムにより岩国市条件付一般競争入札実施要領（平成２０年１０月１日制定）第１５条第１項第１号に規定する条件付一般競争入札参加資格確認申請書を提出するものとする。

２ 添付する電子ファイルの容量が添付可能な範囲（３メガバイト以内）を超える場合には、競争参加資格確認申請書受信確認通知及び必要な資料を持参により提出するものとする。

３ 共同企業体が対象案件に参加するときは、競争参加資格確認申請書提出画面に共同企業体の名称等の必要な事項を入力するものとする。

４ 市長は、第１項の条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けたときは、必要な資料の添付を確認した後、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書受付票を発行するものとする。

５ 市長は、前項の競争参加資格確認申請書受付票を発行した者に対し、必要な資格の適否を確認後、電子入札システムにより、不合格の場合にあっては競争参加資格確認通知書及び落札者決定通知書を、合格の場合にあっては落札者決定通知書を発行するものとする。

（指名競争入札参加者への通知等）

第９条 市長は、指名競争入札である対象案件の場合は、電子入札システムにより指名通

知書を発行するものとする。

2 指名通知書を受けた者は、電子入札システムにより受領確認書を提出するものとする。

3 市長は、受領確認ができない者には、必要に応じて、書面による指名通知書を発行するものとする。

（入札書の提出）

第 10 条 対象案件に参加する者は、電子入札システムを利用して入札書を提出するものとする。なお、次条の入札を辞退する場合を除き、提出後の入札書について、書換え、引換え又は撤回を認めないものとする。

2 前項の入札書の提出期間は、原則として連続する 3 日（閉庁日を除く。）以上とする。

（入札の辞退）

第 11 条 入札を辞退する者は、開札日時までに、入札書の提出前にあつては電子入札システム及び書面により、入札書の提出後にあつては書面により、辞退届を提出するものとする。なお、提出後の辞退届について、取消し又は撤回を認めないものとする。

2 入札書の提出期限までに、入札書又は辞退届の提出がないときは、当該入札を棄権したものとみなす。

（工事費内訳書の提出）

第 12 条 入札書と同時に工事費内訳書を提出するときは、電子入札システムの入札書画面において、工事費内訳書を添付して提出するものとする。なお、提出後の工事費内訳書について、書換え、引換え又は撤回を認めないものとする。

（添付書類の取扱い）

第 13 条 入札参加者が電子入札システムで提出する電子ファイルは、原則 P D F ファイルとし、複数のファイルを圧縮して提出するときは、Z I P 形式によるものとする。

（紙入札での入札参加）

第 14 条 紙入札での入札参加（対象案件に参加する場合において書面による入札書等の提出をすることをいう。以下同じ。）を希望する者は、原則として入札書の提出期限の前日（閉庁日を除く。）までに、紙入札参加承認願（別記様式）を市長に提出して承認を得るものとする。なお、提出方法については、紙入札での入札参加手引に定めるとおりとする。

2 市長は、紙入札参加承認願が提出されたときは、I C カードの名義変更、システム障害等その他のやむを得ない理由がある場合に限り、紙入札での入札参加を認めることができる。

3 第 1 項の承認を得ていない者が紙入札での入札参加をしたときは、その入札は無効とする。

4 第 1 項の承認を得た者は、第 10 条第 2 項の入札書の提出期間中に、入札書、工事費内訳書等の必要書類一式を市長に提出するものとする。

（入札の無効）

第 15 条 心得第 14 条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、その入札を無効とする。

(1) 第 5 条、第 6 条又は前条の規定により無効とするとされている入札

(2) その他この要領又は紙入札での入札参加手引に著しく違反した入札

(開札)

第 16 条 市長は、開札日時に電子入札システムにより開札し、工事費内訳書等の確認等の必要な事務処理を行った後、入札状況登録を行うものとする。

2 市長は、開札の際、入札参加資格の確認又は低入札価格調査を実施する等の理由により、落札者及び落札候補者（以下「落札者等」という。）の決定を保留する必要があるときは、保留を宣言して入札状況登録を行い、入札参加者に保留通知書を発送するものとする。

3 市長は、開札後（前項の規定により落札者等の決定を保留したときは、落札者等を決定した後）、速やかに入札結果登録を行うものとする。

4 入札に係る職員以外の者の開札時の立会いは、認めないものとする。ただし、立会人を設けて開札を行う必要があると認められる入札については、この限りでない。

(電子くじ)

第 17 条 落札となるべき同価格の入札をした者又は総合評価競争入札において落札となるべき最も高い評価値を得て入札をした者が 2 者以上いるときは、電子くじにより落札者を決定する。

2 電子くじの実施方法については、入札書提出時に入力した 3 桁の数字（以下「くじ入力番号」という。）、入札書提出日時及び電子入札システムから発行される乱数を使用し、所定の算式により電子入札システムにて算定された結果により、落札者等を決定するものとする。

3 紙入札において、入札書にくじ入力番号が記載されていない場合は、3 桁とも零として扱うものとする。

(システム障害等)

第 18 条 市長は、電子入札システムの障害等により電子入札ができないときは、入札の延期又は入札方法を電子入札によらない方法にすること等の適切な処置をとるものとする。

2 電子入札システムを利用する者は、コンピュータウイルスに感染しないようにウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入する等の必要な対策を講ずるものとする。

(その他)

第 19 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

1 案件名

2 電子入札システムにより参加することができない理由（※該当するものに○を付けてください。）

(1) ICカードの名義変更

(2) システム障害等

(3) その他（具体的な内容を記入してください。）

上記の案件は、電子入札対象案件ですが、今回当社は上記理由により電子入札システムで参加することができませんので、紙入札により参加することを承認いただきますようお願いいたします。

年 月 日

申請者

所在地

商号又は名称

担当者名：

電話番号：

ファックス番号：

（宛先）

岩国市長 様

※ 理由は詳細に記載することとし、それを裏付ける資料の提出を求められた場合はこれに応じること。

※ 提出方法は、ファックス又は持参とします。これより下の欄には、記入しないでください。

承認します。

上記について

承認しません。

不承認とした場合は、その理由

年 月 日

申請者 様

岩国市長